

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第60回）
2. 日時	平成28年11月25日（金）午後1時00分～午後2時25分
3. 議案	<p>1. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> — 取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外 — 地場受け・地場出し規制の見直し <p>2. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> — 取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外 <p>資料2に基づき事務局より説明を行い、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>検討の結果、本件は、金融審議会 市場ワーキング・グループ（以下「市場WG」という。）の議論の動向を確認した後、改めて議論を行うこととなった。なお、本WGにおける検討の方向性については、自主規制会議に報告を行う予定である。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則上、「受託する場合に」と規定されており、新規だけでなく返済も説明義務の対象に含まれていることに違和感がある。勧誘する際に説明するのが本来の趣旨ではないか。勧誘なく信用取引を受託する場合には、顧客は制度について承知していると考えられ、説明は不要であると考えられる。説明が必要だと考えるのは、営業員が勧誘する場合で、かつ新規建玉の場合に限るべきではないか。 ⇒ 信用取引の受託に関して、返済も説明義務の対象になっているのか。金商法における「信用取引」という文言は、新規建玉を指す理解である。 ⇒ 現在の規則の解釈としては、返済に関しても含まれることとしている。信用取引の規制情報は、決済取引を行うか否かの判断に影響があるためである。（事務局） ・ 取引所の制度としては、相場の過熱や信用取引の過度の利用を防止することを目的としているので、大半の顧客が了知していれば、目的は達成されたと考える。投資勧誘規則は、顧客が不測の損害を被らないようにすることを目的としていると考えられ、投資者保護の意味合いが強いので、大半の顧客が了知していれば撤廃しても良いのかということについては、議論すべきと考える。また、市場WGでは、フィデューシャリー・デューティーについて議

論されており、顧客への説明責任を重視する方向性の中で、説明義務を撤廃することが時機として適切かどうかも気になるところである。

⇒ フィデューシャリー・デューティーについては、顧客へ一律に同様の説明を行うことを求めるものではなく、顧客の実情を踏まえ適切な説明を行うべき、という観点ではないかと思う。よって、フィデューシャリー・デューティーを根拠に説明義務を維持しなければならないとは限らないと考える。

・ 勧誘の際に説明を行うことは方策として考えられる。ただし、信用取引はインターネット取引が主流であり、対面取引を行う顧客は銘柄や制度について熟知している場合が多いため、一律に義務を課すまでの対応は不要かもしれない。

・ 現状としては、信用取引を行う顧客であれば、日々公表銘柄に関して了知していると思うが、顧客層が拡大した場合、本提案の前提が変わることはないか。

・ 勧誘の際に説明義務を課すこととした場合に、インターネット取引への適用についてはどのように考えるか。(事務局)

⇒ インターネット取引は非勧誘として良いと思うが、店頭での信用取引については、営業員と相談しつつ取引を行う場合が多いため、勧誘・非勧誘を明確に切り分けることは非常に難しい。各社の対応として、インターネット取引では日々公表銘柄について表示を行わず、対面取引では一律に説明を行う、ということになってしまうのではないか。

⇒ 勧誘を受けた顧客が自らの意思でネット取引を行うこともあり、線引きは困難である。

⇒ 非勧誘のフラグを立てて管理していない社もあるかもしれないが、勧誘・非勧誘の切り分けを行うことは、難しいと感じる。モニタリングの負担も過大になりそうである。

・ 現行規則では決済も説明義務の対象とのことだが、どのような意図で対象としているのか。

⇒ 新規の注文から決済までの間に規制が導入された銘柄について、規制の対象となった旨を伝達することで顧客の投資判断に影響を与えられられるためである。(事務局)

・ P T Sでの信用取引を解禁するという議論の中では、取引所と連携して日々公表銘柄を周知しようとの記載があるように思うのだが、そのような中で、市場WGにおける議論をふまえず検討を進めてしまっているのか。

⇒ 市場WGの議論の経過を見ながら、本提案に対する検討を進める選択肢もあると考えている。(事務局)

⇒ 本件に関しては継続検討と位置付け、市場WGでの議論の動向を踏まえ

つつ、本日いただいた意見をまとめ、改めて議論を行うこととする。

一 地場受け・地場出し規制の見直し

資料3に基づき事務局より説明を行い、大要以下のとおり意見交換が行われた。

検討の結果、地場受け・地場出し規制の全面的な見直しについて、引き続き検討することとなった。なお、本WGにおける検討の方向性については、自主規制会議に報告を行う予定である。

(主な意見等)

- ・ 当社は米国規制をもとに日本のルールを取り込んで従業員取引を管理しているが、日本の規制は、書面による承諾を求めている点等においてやや特異であるように思う。グローバルスタンダードを確認したほうが良いのではないかな。
- ・ 当社は海外拠点にも国内と同様のルールを導入しているが、従業員取引のルールが厳しいため、採用に支障が出る場合がある。当社独自のルールもあるが、デリバティブ取引の禁止や家族の取引についての報告等がネックになるようである。社外取締役について検討していただくのも良いが、広く従業員取引全般について改めて検討してはどうか。
⇒ 従業員取引全般についての問題提起ということで理解したが、まずは地場受け・地場出し規制について検討いただきたい。
- ・ 他の規則を踏まえ各社でルール化されているため、地場受け・地場出し規制は不要である。
- ・ 各社において、倫理規程も含めルール化されており、インサイダー取引については特に注意を払っているし、誰がどのような情報を保有しているのかも管理している。よって、各社において法令諸規則を踏まえ適切に対応しており、地場受け・地場出し規制については廃止して良いという整理で良いか。あるいは、社外取締役のみを適用除外とすべきと考えるか。
- ・ 不公正取引のリスクという観点からは、社外の人間には牽制が働きにくく、リスクが高いと考える。それでも社外取締役のみ除外するということは、制度趣旨というよりも、政策的な意味合いに重きを置くことだと理解している。
- ・ 社外取締役も当然、インサイダー取引の対象であるが、そのことは就任時に十分な説明を果たすこと対応できるはずである。社外取締役のみの適用除外を検討するのではなく、全般的な見直しを検討するという方向性で良いか。
⇒ 本WGでは実務者の皆様にご意見をいただいている。今後、本WGにおける検討の方向性について上位会議体等に報告することとなるが、その際

	<p>には異なる観点からのご意見等をいただくかもしれない。(事務局)</p> <p>⇒ あくまで本WGの方向性として、全面的な見直しを検討することに合意をいただいたものとする。今後、異なる方向性の意見をいただくかもしれないが、その際には改めて、運用のあり方等を検討することとしたい。</p> <p>⇒ 規則を全面的に撤廃した場合に、他の協会の従業員からの注文を受けた際の対応について、運用のイメージを共有したほうが良いのではないかな。</p> <p>⇒ その点は検討課題としたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別件であるが、社外取締役は J-IRISS の照合結果においてヒットしにくいと感じている。社外取締役の J-IRISS への登録促進策として、例えば有価証券報告書の情報を J-IRISS に登録する等の対応は可能か。 <p>⇒ J-IRISS 推進室において検討することとする。</p> <p>2. その他 特になし。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問い合わせ先	<p>自主規制企画部 (03-3667-8470)</p>